

陳 情	受 理 番 号	39	受 理 年 月 日	令和3年12月7日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	過剰な感染対策の影響を受け、学校登校を控えた子供達の学ぶ権利の保証に関する陳情書					

過剰な感染対策の影響を受け、学校登校を控えた子供達の 学ぶ権利の保証に関する、~~請願および~~陳情書

日頃より、沖縄県内市町村の子供達の教育にご尽力いただき感謝いたします。

さて、教育現場内の感染対策の弊害として、人権に関わる事象が横行し教育現場の現状は深刻です。感染症対策も、ウイルス起源が不明なまま、混乱をきたしているのが実情で、mRNA ワクチンを接種した場合の中長期的影響については、十分なデータ蓄積を得ずに特例承認となり、新薬開発も遺伝子組み替え薬品の特例承認が相次ぎ、安全性不明のまま、混乱を招いています。

一方、予想以上のワクチンの副反応重症例や死亡例の報告も発生している状況の中、保健・教育行政が提供する情報は、コロナの危機を煽るばかりで、根拠に欠けた感染対策の徹底やルール化が横行し、バランスを欠いていると感じております。しかし、子供の命を守る親の立場で情報収集をしていますと、ワクチン接種者からの変異種感染や、エクソソーム理論に基づく接種者からの影響も、中長期の影響については否定できないと考えます。子供達の命と健康に関わる選択である以上、若年層や乳幼児の接種推奨やマスク着用の実質の強制につながる流れについて、保護者としては最大限のリスク回避をするために慎重にならざるを得ません。

このような考えから、現在は、感染対策のルールが実質の強制になっていたり、不特定多数の方が集まる場に通わせることに危険を感じており、登校を控え、対応を個別に依頼してまいりました。しかし、各学校や市町村教育委員会にご相談しても、温度差はありますが、子供達が望む教育の形とはかけ離れ、建設的な回答にならない状況が、依頼開始から半年近く経過しているところで、同期間、子供達の学びも滞っている状況です。

これまでの感染症の歴史上も繰り返してきた、負の弊害である人権問題を、子供達の未来に残さないためにも、また、憲法第26条第3章「教育を受ける権利」にかかる人権問題と考えますため、以下のことを請願致します。

記

(請願事項)

- 1 上記の理由で、既ワクチン接種者との接触を控えたいと考える、子供たちの居場所および学びの場(場所・教員の配置・財源)を早急に確保してください。
- 2 現状の義務教育現場内で、年度内の対応が不可能である場合、学童やフリースクール等で対応せざるを得ません。しかしながら、現状ワクチン接種が進む中、個人情報等を理由に、非接種者が対応するフリースクールの把握すらも困難です。ニーズにあった、フリースクールの新設もしくは、既存の学童・フリースクール等で対応できるよう場所、教員配置、財源の助成をしてください。
- 3 子供達にとって、「教育を受ける権利」を置き去りにされている半年の時間の影響は大きいと感じます。設立に向けた協議の場を、至急設けてください。